

したからといって五年、十年、二十年ぐらい経たないと結果はわからないと思うのです。ですから、その辺を踏まえて、特に学校の先生方二百七十名近くおられるということですが、先生方の実際の相手の心情、そういうものを全部把握するために、やはり指導室の頭になる方がいて管理していかれたならばうまくいくのではないかな、例えば過日五小の問題がございました。これについては新聞等にも出ましたけれども、やはり私は、ただ新聞に出た面だけ見ればあれですけども、私はやはり大変なのではないかな、私なりの、私もPTAの会長をやったりいろいろと過去に経験がございます。そういうときの対応というのはやはりだれかが、頭になる人がいないとやはりできないわけなのです。ですから、その辺をひとつ御理解をさせていただきまして、私はこの問題についてはぜひ次の平成三年の見直しのときには、この三つ申し上げました問題についてぜひ御検討していただきたいと、かように思うわけでございます。

そうすると、恐らく行革の問題が出てくると思うのです。行革で人員を減らせと言われているし、片方では私みたいな者もおりますので、いろいろと問題があるうかと思えますが、参考までに市制をしいた昭和四十五年、人口三万八千、職員が二百六十人、平均でいきますと百四十六名、五十五年、十年後ですね、四万八千七百九十三名、職員が四百二十三名、市民一人当たり平均で百十五名。平成二年七月一日五万八千五百九十二名、職員が四百三十五、市民当たり百三十四名でございます。こういうことから考えて、私はやはり市民のニーズも非常に多様化しているわけです。御承知のとおりですね。ですから、それに対応するのはOA化もちろん大事だと思うのですが、やはり機械はものを言わないと思うのです。例えば機械をぼんぼんと打てばその機械によって「こんにちは」とか「いらっしやいませ」ということはできるかも知れませんが、例えば福祉問題でしたら一人ひとりやはり問題が違ってくると思うのです。その場合に対応できるかというところではないと思うのです。そういうことも含めて、これからの市民サービスの低下にならないようにするためにはやはり組織というものが非常に私は大事だと思うのです。そういうことから、ぜひこの問題については真剣に、そしてみんなが意欲的になれるようなことであってほしいと思います。

それから、私はいつも自分の持論でございしますが、職員の皆さんは本当に優秀な成績で合格された方た

ちですから、能力はあると思うのです。ところが場所によっては自分でどうもうまいかない。それだったらもう、例えば一〇〇%の能力があるのに五〇%ぐらいしか力を出さなかったということになると、これはやはりマイナスだと私は思うのです。ですからその辺を踏まえて、五〇%が一〇〇%になるようにやるためにはやはりおのずとそれぞれの立場でそれぞれの皆さん方が問題を理解をしていただいて、特に管理職の皆さんにおいてはひとつ特段の、そういう意味でのお骨折りをいただきたいと、これも私は裏を返すならば市民サービス、行政のサービス、活性化につながる問題だと思いますので、この問題については問題を提起するというところで受け止めていただくなれば、私は大変幸いだと思うのです。そういう意味において見直しを御要望申し上げます。

以上で一応第二回目の質問は終わりましたけれども、何点かお願いしてございますので、よろしく願います。

○議長（仲村清信君） 四時五十分まで休憩いたします。

午後四時四十分 休憩

午後四時五十分 再開

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、教育委員会の所管についての御答弁を申し上げます。

学校におけるボランティア活動の状況について御答弁申し上げます。先ほど教育長から御答弁いたしましたように、新学習指導要領の趣旨に則りまして、各学校とも社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を行っております。例えば学校行事といたしまして、合唱コンクール、体育祭へのお年寄りの招待、サンシャインビラへの訪問、足長おじさん募金活動への協力、ユニセフ募金活動への協力、それから多摩川の河原の清掃、また柳公園の清掃等を実施していると聞いております。最近ではボランティアアクラブでの取り組みから学年としての取り組みへと広がりが見られるようになってきています。ところでございます。心の教育の充実と合わせまして、ボランティア活動の充実について、各学校に引き続き要請をして

指導してまいりたいと考えているところでございます。

それから、市民会館の駐車場の関係でございすけれども、特に民間によるイベント事業等が行われた場合の駐車場の関係でございすけれども、満杯状態になっているのかということとございすけれども、事業によってはほぼ満杯状態であるというふうな状態でございます。よろしくお願いいたします。

○十四番（赤星行人君） それでは、三回目です。時間もないようですし、私の持ち時間はまだあるのですけれども、大分気にしておりますから――それでは、三回目ありがとうございます。

いずれにしても、いろいろとボランティアについては御努力をいただいているわけですが、私もここでもちよっと御参考までに申し上げたいのですけれども、これは五日市の町でもって小学校、中学校、たしか小学校が四つの中学校が二校あると思うのですが、「さわやか」というので初めて出されたのですけれども、ボランティアの活動の記録ということで出ております。これを拝見しますと全校のお子さんが、大体六十一年から指定校になっているのです。そして教頭さんが頭で、担任の先生が、担当者が必要二人ずつペアでやっているのです。そういう実態がありますので、我が福生市においても、ボランティアというのには大人になってからやるのではなくて、やはり小さいときからいろいろな意味でそういうものを培っていくことが私は大事だと思うのです。

福生市のこの市民意識調査報告書を見ますと二七ページに書いてあるのですけれども、きょうは大分声が悪いので朗読は省略しますが、福祉教育というのは非常に重大であると。それで学校教育の中で市民が積極的に福祉教育を取り入れるべきだというのが三一・八％、それから賛同者が積極的に取り入れていくべきだというのが三六・七％、合計六八・五％です。三分の二の方がこの福祉教育というものをぜひ取り上げてもらいたいというふうなこの市民意識調査報告書の中にうたっているわけですから、多分もう皆さんたちもお目通しいただいたと思うのですけれども、やはりこういうすばらしいものが出ておりますから、こういうものも考えてひとつ参考にしながら、学校のお子さんをやるのと同時に、やはり家庭の親御さんたちもぜひ参加できるようなボランティア活動というのが望ましいのではないかと。お互いにどんどん年をとっていくわけですから、ひとつそういうことでぜひ要望申し上げておきます。

それから、駐車場の管理でございすけれども、これはなぜこういう質問をしたかというのと、私は、隣組です。それから市民会館へ顔を出します。そうすると周辺にずっと車が不法駐車されているのです。市民会館の方の駐車場へ行ってみると満タンでないときもあるような気がします。臨時駐車場もそういうことがあるのです。そういうときに、例えば市民会館の中にいてどういう指示をしているのか、その辺のことから、例えば非常に変ではないかな、例えば雨が降っていたり、職員の方もそう大勢いるわけではないです。それから、例えば市民会館の方まで飛んで行って状況はどうだと、満タンではない、ではこっちに入れるというふうなことで、限られた人数で管理しているわけですから、走って行ったのでは私は大変だと思うのです。これは臨時駐車場にしてもそうだと思うのです。

ですから、こういうときにはやはり今は文明の力でございすして、携帯無線のすばらしいのがありますから、私の知っている範囲内では免許がなくても使えるものもあると思うのです。これは研究してください。そういうものを使って状況を把握してもらいたいと思うのです。今、市民会館の駐車場の方は三分の一、臨時駐車場は三分の二、まだほとんど入れます。大きなイベントの場合はやはりその責任者にそういうものを貸与して、貸す場合には必ず代表者、責任者に申込書を出してもらって、それで必ず責任を持つてもらおうということで貸与してあげるならば、不法駐車も多少なりとも私は減ると思うのです。私はこういう携帯無線などというのはいち二十万だったら五台あったって百万です。こういう予算でできることです。それから、ぜひひとつ野沢企画部長さんの方に、くれぐれもお願いを申し上げておきます。というのは、やはりそれがイコール市民のためになるのではないかと、私はかように受け止めますので、状況を把握した場合には私は自分なりにそういうふうな感じました。ですから、会場をお貸ししてお金を取るのですから、やはりそれなりのサービスはするべきじゃないかと、かように思います。

時間がちょうど三分ぐらい前ですけれども、一応そういうことで御要望申し上げまして、終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（仲村清信君） お諮りいたします。

○ 本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

○ なお、次回本会議は十二月六日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後五時五十八分 延会

（以下、議事録の本文が非常に小さく、ほとんど読み取れません。内容は、本日の会議の経過、各議員の発言、議決事項などに関する詳細な記録と推測されます。）

（写） 福総文発第二千四百五十号

平成二年十一月二十七日

福生市長 石 川 彌八郎 ㊤

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

平成二年第四回福生市議会定例会の招集について

平成二年十一月二十七日付け、福生市告示第五十号（別紙参照）をもって、平成二年

第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成二年
第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成二年十一月二十七日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期 日 平成二年十二月五日

二 場 所 福生市議会議場

写

福総文発第二千四百五十一号

平成二年十一月二十七日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

議案の送付について

平成二年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第九十四号 福生市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例
- 二 議案第九十五号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 三 議案第九十六号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第三号）
- 四 議案第九十七号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 五 議案第九十八号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）

陳情第二十三号

「ゆとり宣言」の決議に関する陳情書

市政多事多端の折柄、貴議会におかれましては、市民福祉の向上と生活安定のための御努力に対し、心より敬意を表します。

さて、私たち「連合東京」（日本労働組合総連合・東京都連合会）は、一九八九年十二月、六十七万人の東京における官民一体となったナショナルセンターを発足させ、一九九〇年五月東京連合の下部組織として「三多摩地域協議会」を結成いたしました。

私たちは、労働条件の改善や、政策制度要求の前進を通じて、働く仲間を初め都民全体の生活安定向上、福祉の充実を図ってまいる所存であります。

特に、労働時間の短縮は「ゆとりと豊かさあふれる社会」を創造するためにも、今や国民的課題となっております。

日本の労働時間は欧米諸国と比較して年間二百時間から五百時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが実感できない大きな要因となっております。

市民が生活にゆとりを持ち、充実した自由な時間と潤いのある生活ができるようにすることは極めて重要であります。

私たちは、ゆとりと豊かさあふれる平和な社会の実現を目指し「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が日々団らんのある暮らしが出来るよう、労働・生活環境等の整備に全

力を尽くすことを決定しました。

私たちのこの趣旨に御賛同賜り、貴議会におかれまして「ゆとり宣言」を決議していただきたく、ここに陳情いたします。

平成二年十一月十三日

陳情者

八王子市子安町一―六―二五

日本労働組合総連合会

東京都連合会三多摩地域協議会

議長 岡 島 昂 一

印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

陳情第二十四号

育児休業法の早期制定を求める陳情書

働く女性は年々増え続け、平成元年度には千七百四十九万人に達し、全労働者の三七・四％を占め、日本の経済社会の発展に大きく貢献をしている。

すでに、女性の労働人口の過半数が職業に就き、生涯にわたって職業を持つ女性が増え、更に増加する傾向にあります。

このため、労働団体を初め婦人団体、多くの女性労働者は、男女雇用機会均等法の審議の段階から、職業と家庭生活を両立させるために、雇用を継続したまま一定期間育児のために休業できる法律の制定を強く求めてきたが、男女雇用機会均等法第二十八条において、事業主が育児休業制度を導入するよう努力することを規定するにとどまった。しかし、育児休業制度の普及率は極めて少なく、わずか一九・二％（特定職種を限定した現行法を含め）、零歳児の保育施設は極めて少なく、職業と育児の両立が困難なため、退職せざるを得ないという環境は変わっていない。

このため、妊娠した女性労働者の三〇％が出産・育児を理由に退職しており、仕事と育児を両立させるための施策の推進は、男女雇用機会均等法を定着させるためにも緊急を要する課題となっております。

よって育児休業手当の検討など、女性の働く権利を保障し、労働者家族の福祉を増進するために、育児休業法の早期制定を強く求めるものであります。

本陳情を御理解いただき、御採択の上、政府及び関係官庁に意見書を提出していただきたく、切にお願い申し上げます。

平成二年十一月十三日

陳情者

八王子市子安町一―六―二五

日本労働組合総連合会

東京都連合会三多摩地域協議会

議長 岡 島 昂 一

印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

写

福総文発第二千二百八十七号

平成二年十月三十一日

福生市議会議長

仲村清信殿

福生市長 石川 彌八郎 印

平成元年度事務報告書の正誤について

このことについて、別表のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。